

第 16 回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（極楽地委員）

教 育 長) ここでお諮りいたします。

第 19 号議案「芦屋市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の制定について」、第 20 号議案「芦屋市立美術博物館条例の一部を改正する条例の制定について」、第 21 号議案「芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、及び報告第 14 号「令和 4 年度教育委員会関係補正予算について」は、市議会提出議案のため、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

教 育 長) ただいまから非公開で審議いたします。

〈非公開審議〉

教 育 長) それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第 1、第 19 号議案「芦屋市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

改正前と改正後を具体的に、3ページ以降に書いてくれています。3ページの分は「77条第1項の規定に基づき」が、この規定が「72条第1項」になったということですね。

管理課長) はい、そうです。

教育長) 77条が72条で規定されたので、次が繰上がりになるものということですね。

管理課長) そうです。「法第19条第2項」が削除となったことによるものです。

教育長) 「法第19条第1項第3号」、今度は「第19条第3号」で「第1項」がなくなったということですね。

管理課長) はい、そうです。

河盛委員) 第何条の次は第何項というわけではなくて、飛ばして第1号になってもいいのですか。

管理課長) はい。

教育長) 条があり、次に1項、2項、3項になりますが、第2項以降がない場合は、第1項という名前が要らないということですね。

森川委員) そうです。

極楽地委員) お尋ねしたいのですが、今回は芦屋子ども・子育て会議条例の改定なので、ほかの付随する芦屋市総合計画や子育て未来応援プラン「あしや」と、その辺りの整合性は関係ないという認識でよろしいですか。

管理課長) 今回は、こども家庭庁の設置に伴い、これまで厚生労働省が管轄していたものが内閣府の管轄になりますという点と、今回、77条から72条になっているのですが、この72条の具

体的な中身が、内閣府に子ども・子育て会議を置きますというものが追加されておりました、この2点が変更点になりますが、そのことによって、ほかに関係する計画が変わるものではないと思います。

極楽地委員) 関係する計画の文章を変更することはないということですね。

管理課長) ございません。

極楽地委員) 安心いたしました、ありがとうございます。

教育長) 法の仕立てが変わったら、条例もそれに合わせていくということですね。こども家庭庁ができることによって、どのように影響があつてどうなるか、もっと着目していかないといけないことは事実でしょうね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第19号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 続いて、第20号議案「芦屋市立美術博物館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河 盛 委 員) 既に登録されている博物館は、5年間は登録博物館と見なすということですが、新たに、正式に登録されるためには、現状のままで芦屋市が確実に指定されるのかと、1度その新制度で登録されたら、ずっと有効なのか。例えば何年かに1回見直しがあるとか、そういうものはあるのでしょうか。

生涯学習課長) まず、見直しがあるかという部分につきましては、一度登録をいたしまして、その後は、定期的に都道府県に報告をしていくことがございまして、そこで基準に合致しているかどうかの判断が入ります。

ということで、定期的に何回も登録するわけではございませんが、その後、小まめな指導なども入るという考え方だと聞いております。

最初の御質問で、今回の博物館法の改正によりまして、これまでのハードの基準だけではなく、研究体制などのソフトの部分の基準も新たに加わってくると聞いております。その基準は、今まだ国でも精査中で、示されていないところですが、ソフト面での基準に合致しているかどうかによりまして、今、登録を受けているところが、直ちに登録を認められるわけではないのではないかと考えております。芦屋市立美術博物館につきましても、新たに示されますソフトの基準はよく注視しながら、運営を考えていきたいと考えています。

教 育 長) 登録は広くできるようになりましたが、質的な面を本市の場合は指定管理の仕様書の中で、中途半端ではなく国が示すガイドラインに沿って、市民に説明できる形を取る必要があるかと思えます。それでいいですね。

それと質問ですが、第20条第1項が23条第1項に変わりましたね。ということは3条増えたということですね。

生涯学習課長) 今回の条例改正では、増えた部分と削除、整理された部分がありますが、増えた部分は、13条14条で、規定といたしましては、都道府県の教育委員会が博物館の登録に関しまして、様々審査をしていく規定が増えたのと、登録の博物館を原簿に記載をする点が13条14条でございます。

また、16、17、18条と増えたものがございまして、こちらにつきましては、都道府県の教育委員会へ、先ほど定期的に報告を行うことが増えたものがございましたが、その規定が追加されておりますのと、また報告に当たっての資料の提出、また都道府県が勧告・命令を行う規定が増えました。

極楽地委員) 今までの委員会か協議会でお話があったと思いますが、デジタルアーカイブ化について、今回は条例には追加しないということで承知いたしました。

今後、芦屋のそういった資料や美術品などのデジタル化が必要かという話があったと思うので、費用もかかると思うのですが、他市の情報を確認いただきながら、後れを取らずにデジタル化を引き続き御検討いただけたらと。多くの方の目に触れていただく必要は、今後は必要かなとも思うので、ぜひお願いできればと思います。

教 育 長) 本市は美術博物館なので、美術品を写真に撮って見せるのは、なかなか厳しいところがありますが、郷土資料などは十分に著作権などを加味しながら、また、映像などがあれば映像を公開するなどしてください。

図書館は、昔の貴重な本は、マイクロフィルムに入れたりしていました。直接触れないで画像で見えていただくこともできます。美術品は難しいところがあると思いますが芦屋の美術博物館ならではのものを、指定管理者と一緒にになって個々の趣旨を活かせるように前向きな形で検討してください。

森川委員) 改正の内容と外れるかもしれませんが、博物館の設置条件が拡大されるということですが、芦屋市内で新たに博物館を設置しようとされている方はいらっしゃるのでしょうか。

生涯学習課長) 今のところ、この博物館法の改正によりまして、新たに博物館を新設されるという話は聞いていません。博物館につきましては、登録博物館と博物館相当施設と、あと博物館類似施設という3種類がございます、7割以上が博物館の類似施設で、この博物館法の対象にはなっていないというのが、現状でございます。

博物館法改正の理由の1つといたしまして、企業や民間団体が設立している博物館のような施設が、今は類似施設に分類されていますが、今回、博物館に求められる様々な地域課題の解決ですとか、地域の活力の向上に取り組むといったところにつきまして、公立・私立問わず、一体的に進めていきたいという国の考え方によりまして、今回、企業などにも広がって、登録できるような形になったということでございます。

恐らく、税制面のメリットなどは、新たに登録される企業などにはあるかとは思いますが、今のところ登録を目指してやっていきたいというお話は、芦屋市には入っていない状況でございます。

森川委員) 分かりました。

教育長) 芦屋における登録博物館は美術博物館以外にどうなっていますか。

生涯学習課長) 芦屋市で登録博物館が3種類ございまして、滴翠美術館は登録されていたかと思います。

教育長) ヨドコウ迎賓館は博物館ではないですね。

生涯学習課長) ないです。

教育長) 分かりました。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第20号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 続いて、第21号議案「芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

青少年育成課係長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極楽地委員) 2番の自動車の内容ですが、以前、タクシーなどで移動をしていたことがあったと思いますが、今後、タクシーは除外される認識でよろしいでしょうか。

青少年育成課係長) 現在、タクシーでの送迎を行ってはいないですが、3列以上の大型の乗用車のタイプであったり、あとはマイクロバスのような形態を取っているものが対象になってくるものと、認識しております。

極楽地委員) 今後バスを使うことは、可能性はゼロではないと思うので、今後の可能性に対しての、条例を一緒に改定しておこうということによろしいでしょうか。

青少年育成課係長) はい。

極楽地委員) ありがとうございます。

教育長) 芦屋市が直営でやっている場合と民間の事業所の場合どちらも該当するのでしょうか。

青少年育成課係長) 放課後児童健全育成事業を行っている事業所ですので、民間の事業所も対象になっておりまして、芦屋市が放課後児童健全育成事業所として認定させていただいている事業所が市内に3か所ございます。その3か所の事業所の中には送迎を行っている事業所もございます。

そのうちの1つの事業所において、4台体制で送迎を行っており、そのうちの1台が10人乗りのハイエースのようなタイプの乗用車を使っているケースがございますので、その車両が該当するかなと考えております。

極楽地委員) 今回の改正に対して、そこが対象になるということですね。

教育長) そうですね。

極楽地委員) ありがとうございます。

上月委員) 民間であっても、そういう安全計画や業務継続計画等を教育委員会に提出してもらって、実施状況などを把握することは

可能でしょうか。

青少年育成課係長) 教育委員会に提出という形を取ることは可能だとは思いますが、まずは事業所できっちり査定して、それは青少年育成課と共有する形になりますので、そういう形を取られると思います。

教 育 長) 市が行っているものは市の責任ですが、民間の場合、今は努力義務だから努力となりますが、次からは「講じなければならぬ」になっています。どこが監督することになりますか。

青少年育成課係長) 青少年育成課になります。

教 育 長) 芦屋市は十分にやっていってください。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第 2 1 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、日程第 2、報告第 1 4 号「令和 4 年度教育委員会関係補正予算について」を議題とします。

提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

繰越明許という行政用語が出てきましたが、家では、今年、テレビを買おうとしていたが買えなかったので来年買う、このお金は来年使うということで繰り越したということです。

行政自体が単年度決算になっています。1年で使い切る形ですが、そういうことができないので、来年度もこれを使っていいですという意味です。

河盛委員) 放課後児童クラブの医療的ケアに関する予算は、既に本年度もやっているのですか。来年度からですか。

青少年育成係長) 来年度からになります。

河盛委員) 来年度から、新事業ということですね。

青少年育成係長) そうです。

河盛委員) 該当者がいるということですね。

教育長) そうです。

森川委員) 基金への積立てですが、基金に積み立てられたお金は、将来的にどういったことに使おうとか、計画は何かおありですか。

管理課長) 基金への積立てにつきましては、それぞれの基金の趣旨に沿った事業を行うときに取り崩しを行うのですが、教育委員会関連で最近ですと、図書館の図書購入ですとか、電子図書に充てさせていただいたり、目的が定まったときに、財政当局と相談して、取り崩しをさせていただいております。

スポーツ推進課長) スポーツ関係で寄附をいただいた分につきましては、スポーツ活動助成金、スポーツ賞の表彰などでスポーツ振興のために使わせていただいております。具体的には国際大会、オリンピックやワールドカップなどに出られた団体等があれば助成をさせていただいております。

生涯学習課長) 文化財の保存事業の関係の寄附金につきましては、使い道といたしまして、古墳から出土しました金属器の専門的保存処理を行うことや、また古写真ですとか、古文書のデジタル化な

どを行う費用として使わせていただいております。

教 育 長) 基金はためることも大事ですが、その目的に応じて適切に使えるので、各課においては目的をつまびらかにして、使えるものは使ってください。

極 楽 地 委 員) 同じくこちらの寄附金について、今年度の大学など入学支援基金と、あと教育振興基金について、今年度大学などの入学はこれからだと思いますが、予定では予算ぐらいの申請がありそうな感じかは分かりますか。

管 理 課 長) 大学等入学支援金につきましては、ちょうど今、受付をしておりまして、これから2月3月にかけて、申請が増えてくるかなと認識しております。

極 楽 地 委 員) 申請が出だしているということで、周知ができていると認識しました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第14号「令和4年度教育委員会関係補予算について」の報告を受けたものといたします。

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長) 閉会宣言